

令和6年度 県産木材を利用した リフォームの補助

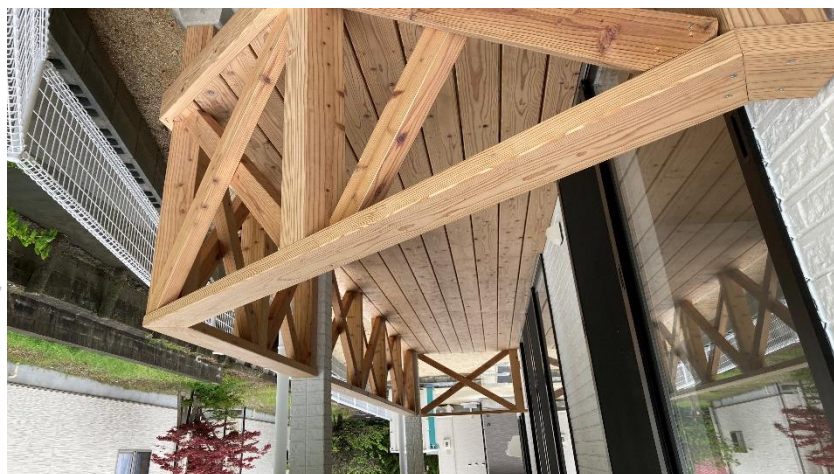
佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業



Before



After



補助金交付募集要領

一般社団法人 佐賀県木材協会

- 一般社団法人佐賀県木材協会では、県の補助を受けて県産木材をふんだんに利用した住宅・非住宅リフォームを応援するため、『ふるさと木材利用拡大推進事業』の補助金交付対象者を募集しています。
- この募集要領をよくお読みになり、ふるってご応募ください。
- 募集申し込みが多数の場合は、抽選を行います。

※ 佐賀県産木材地産地消の応援団に認定されている、大工・工務店設計事務所が取扱うリフォームに限定して補助を行います。

佐賀県産木材地産地消の応援団とは

☆ 県内の森林で育てられ、生産された「佐賀県産木材」を県内で消費することを目的に、佐賀県産木材を使ったり、PRに協力してくれる企業・団体です。

※佐賀県産木材地産地消の応援団に認定されている大工・工務店、設計事務所は、下記のホームページに掲載しています。

よかウッド(<http://yoka-wood.jp/supporters/>)



目次

- その1 お申込みができる方は？ 2p
- その2 対象となる施設の要件は？ 2p
- その3 補助の内容は？ 2p
- その4 募集期間と件数は？ 3p
- その5 交付までの流れと申請期限は？ 3p
- その6 手続きに必要な書類は？ 4P
- その7 相談窓口と提出先は？ 5p

その1 お申込みができる方

次の(1)から(3)のすべてにあてはまる方は、お申込みをしていただけます。

- (1) 県内にある住宅または非住宅のリフォームの建築主であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 暴力団員又はその関係者に該当しないこと。

その2 対象となる施設の要件は？

県内で施工されるリフォーム施設で、次の(1)から(7)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 県内に自ら又は家族が居住又は居住する見込みの個人住宅であること(賃貸住宅やグループホームなどの共同住宅は除く)。県内に主たる事業所を有する者の非住宅施設。
(ただし、自社施工分については対象外とする。)
- (2) 事業費が500千円以上であり、補助金の制度上年度の1月末日までに支払い完了すること
- (3) 内装又は外装に県産木材を現しとして20㎡以上使用していること。
※ 母屋に隣接する新設ウッド・デッキの床面積も補助の対象となります。
- (4) 佐賀県産木材地産地消の応援団(大工・工務店、設計事務所)が施工または設計するリフォームであること。
- (5) 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。
- (6) 令和6年1月1日から令和6年12月31日までにリフォームが完了する住宅、または非住宅であること(着手日については特に定めていません。)
- (7) 他の補助金との併用については補助金の種類により、対象とならない場合がありますのでお問合せ下さい。

ワンポイント アドバイス

- ☆ 県産木材とは、佐賀県内の森林から産出され、県内で加工された木材のことをいいます。(ただし、県内で加工出来ない等特殊な物については、県外で加工された物も含まれる場合があります。)
- ☆ 県産木材であることを証明するため、「一般県産材生産履歴証明書」が必要となりますので、「さがの木流通管理センター(一般社団法人佐賀県木材協会内)」(Tel:0952-23-6181)で、発行の手続きを行ってくださいね。
- ☆ 合法木材とは、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたことが証明できる木材(合法証明書を付した木材)のことをいいます。
- ☆ 合法木材の証明については、合法木材認定事業者の認定を受けた木材販売者が発行する合法木材証明書(納品書【出荷伝票】に合法証明されたもの)を失くさないようにしてください。

その3 補助の内容は？

- (1) 補助額は？

リフォームに要する経費：定額200千円/棟



その4 募集期間や棟数は？

※応募申込みが多数により、補助の予定棟数を超えた場合は抽選を行います。

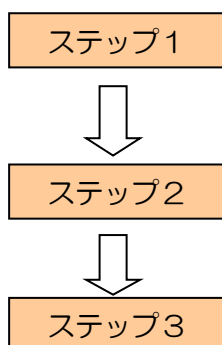
- (1) 募集期間 令和6年7月1日(月曜日)から令和6年8月30日(金曜日)まで
受付時間 9:00~17:00 (土日祝日は除く。)
抽選日 令和6年9月10日(火)午後 予定
募集戸数 10 棟

ワンポイント アドバイス

- ☆ 受付時に申請書類が要件を満たしていない場合は、申込みが受けられないので、十分注意してください。
- ☆ 一般社団法人佐賀県木材協会が申込み記入方法等について、いつでも相談にのりますね。



その5 交付までの手続きと期限は？



お申込み(受付)をする

- ☆ すでに工事中でも、令和6年1月以降に完成していてもお申込みはOK

抽選・補助金交付対象者決定

- ☆ 募集締め切り後、交付決定の通知を施主様あてに郵送

完了報告をする

- ☆ 引き渡し後1カ月以内に完了報告書の提出
- ☆ 完了報告内容確認、成工検査の後に付対象者の指定する口座に入金

ワンポイント アドバイス

- ☆ すでに工事中の施設でも問題ないですね。
- ☆ ただし、申請に必要な書類が揃わないと、補助金の交付が受けられなくなるので、申込み前に十分確認しておく必要がありますね。
- ☆ 令和6年12月末までにリフォームが完了(1月末までにお支払い)しないと補助金の支払いができなくなるので、十分に注意が必要です。
- ☆ 支払いは振込のみで対応とし、完了報告後に支払いの確認をさせていただきます。



その6 手続に必要な書類は？

ステップ1

お申込みに必要な書類は？

区分	名称	注意点
様式第1号	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業補助金交付申込書	
様式第4号	事業計画書	
様式第5号	県産木材使用予定明細表	
様式第6号	誓約書(暴力団排除に関する)	
(添付書類)	佐賀県産木材地産地消の応援団の認定証の写し	
	県税の納税証明書	県税事務所長(佐賀・唐津・武雄)
	個人住民税(市町民税・県民税)の納税証明書	居住地の市町長

ステップ3

完了報告に必要な書類は？

区分	名称	注意点
様式第7号	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業完了報告書	
様式第8号	完了報告書・別紙1(内外装県産材利用実績・実績の図面)	
様式第5号	県産木材使用明細表	
(添付書類)	一般県産材生産履歴証明書	さがの木流通管理センター
	合法木材証明書(別紙明細も添付)	木材販売者(認定事業者)
	引渡書(様式 任意)	
	工事請負契約書の写し(※変更がある場合は変更契約書)	
	振込明細書 又は工務店入金通帳(支払い確認)	
	完成写真(施行前・後 各2~3枚程度)	
	通帳の写し(金融機関名・名義人・支店名・口座番号の記載箇所)	

ワンポイント アドバイス

- ☆ 申請前に、必要書類と注意点を確認しておけば、あとは安心だね。
- ☆ 申請様式は、木材協会のホームページからダウンロードできますよ。
- ☆ 記載漏れがないようにしてくださいね。
- ☆ 任意番号については、補助予定の棟数を超えた場合は抽選を行いますので、必ず任意番号の3ケタの数字を記載してください。
- ☆ 連絡先については、日中連絡がとれる番号を必ず記載してください。



その7 相談窓口と提出先は？

☆ ご不明の点などございましたら、下記の窓口までお問い合わせください。

相談窓口及び提出先	郵便番号	住所	電話番号
一般社団法人 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄大字本庄 278 番 4 (佐賀県森林会館内)	0952-23-6181

- ☆ 皆さんの良質な環境づくりのために、この支援制度を上手にご活用してくださいね。
- ☆ 完成した施設は、よかウツのホームページに掲載させていただく場合があります。
- ☆ たくさんのご応募をお待ちしています。

